
在留邦人及びチュニジアを旅行される皆様

1 2014年10月1日から、チュニジアに短期滞在する外国人を対象とした「出国税」制度の運用がスタートしました（出国の際、30チュニジア・ディナールの納税を義務づける制度です）。

2 2014年10月1日以降にチュニジアに入国された短期滞在の在留邦人（及び短期滞在の旅行者）におかれましては、30ディナールの印紙（timbre fiscal）を購入の上、出国審査に臨んで頂くようお願い申し上げます。

3 長期滞在の在留邦人の皆様におかれましては、上記新制度の対象ではありませんが、チュニジアを短期滞在されるご友人等がおられる場合は、上記1制度の対象となりますので十分ご注意下さいますようお願い申し上げます。

【参考】

●印紙画像（30ディナール）



（縦2cm×横2.7cm）

●購入先は、銀行、全国の税務署（Recettes de finances）、たばこ屋、ホテル（印紙取り扱いのないたばこ屋及びホテルがあります）

●購入した印紙は、有効なパスポートとともに紛失しないよう厳重に保管いただくようお願いいたします。

●チュニス空港では、1階及び2階の銀行窓口で印紙を取り扱っておりますが、売り切れの事態も想定されますので、当国に入国した時に空港で購入するか、滞在中に購入する等の早めの対応をお勧めします。なお、出国の際は、早めの空港（港）到着をお願いいたします。

平成26年10月10日
在チュニジア日本国大使館
領事班